

2017年11月29日

# 意見陳述書

(原告番号 55)

原告 今岡 清廣

## 私の家族と戦争

私、今岡清廣は1950年に岡山県吉備郡真備町、現在の倉敷市に生まれました。社会福祉法人旭川荘からの誘いもあり、1969年4月に就職し、同時に岡山大学法文学部II部法科へ入学しました。以来、40年間、重症心身障害児施設を主な職場として障害福祉に携ってきました。共働きだった妻とは退職後、成年後見制度などに社会福祉士として関わって来ました。

今回の訴訟については、お互いの家族のことで、障害福祉に従事した者として憲法への特別な思いがあり参加しました。

私の父は兵役検査不合格でした。警察官募集に応募して、昭和19年に家族5人で満州に渡り、翌年、終戦を迎えました。3人の子は、長女5歳、次女3歳、長男1歳でした。シベリヤ送りとなった父は列車から逃走して、経緯は不明ですが家族と再会し、昭和21年2月にようやく佐世保港に全員で上陸し、帰国しています。私の生まれる前のことですが、砲弾の下を逃げ惑った話を聞くにつけ、中国残留孤児のことは他人事とは思えません。

私の妻は、島根県簸川郡湖陵町（現、出雲市）の出身です。妻の父は昭和20年当時、23歳で広島文理科大学の学生でした。昭和20年春から学徒動員で広島県呉市吉浦の海軍に配属されていました。昭和20年8月5日は広島市の大学学生課へ学徒動員状況報告に行き、「虫の知らせか」その日のうちに呉市に戻ったそうです。翌日6日「朝礼中に閃光で目がくらみ」西の空にき

のこ雲を見たのです。3日後に広島市内へ行き、地獄絵の中で大学関係者を探しています。

入市被爆した義父は、戦後は数学教師として定年まで教職にあり 95 歳の今日も義母と共に湖陵町で暮らしています。義父は四男として家を継ぐのですが、長男、次男、長女の夫を戦争で失った母親の悲しみが毎年思い出されるのでしょうか。「立派に成人させたと思ったら、国に捧げざる得なかったあの切ない母の思いを、再び繰り返すことが無いようにすることこそ、すべてに勝って大切なこと」と述べています。

私は、1969年に岡山大学で初めて日本国憲法についての講義を受け、朝日訴訟や伊達判決などを知ることとなりました。そして、1970年に広島、長崎で被爆者の方から直接、被爆体験を聞くことが出来たことから大きな影響を受けました。

1979年には、業務出張で沖縄へ初めて行き、ひめゆりの塔を訪問しました。背後に広がる海を黒い米艦船が埋め尽くし、艦砲射撃を雨あられと撃ってきたのだと想像すると、足が震えるほどの恐怖を感じました。サンゴ礁の地下空洞で看護を担った女学生たち、二度と起こしてはならない悲劇です。

私は障害福祉の仕事に携わってきましたが、障害を持つ人の存在やその誕生を否定する昨今の社会の動きには、肌寒さを感じています。

「自己意識を持たない人に価値は無い」。本当でしょうか。

私の友人、義夫さんは、脳性まひのために重度の身体障害がある 65 歳です。彼が随意に動かすことが出来るのは右手人差し指だけです。しかし、彼は、この指を使って「生まれてから 今日まで」という本を出版しました。ひらがな 50 音表から一文字ずつ、動く指を伸ばしたら Yes、曲げたら No と、一文字、一文字選び文を作っていたのです。気の遠くなるような作業です。

本の冒頭に“わかれみち”という文があります。

**ぼくが 一さいの ころの ことです。ねたきりの ぼくを かあさんが せおって おかやま**

だいがく ふぞくびょういんに いった ところ 「もうどうすることも できません。 五さいまで もたないでしょう」と いわれた そうです。 かあさんは なみだが こぼれて めのまえが まっくらに なった そうです。かあさんは しのうと かんがえた そうです。この はなしを きいたのは 九さいの あきでした。 そのとき どうおもったか おぼえていませんが いま おもうと かあさんが がんばって くれたから いまの ぼくが あるのです。 もしも あのとき しんでいたら と 「わかれみち」を かんじて います。 かあさんに かんしゃして います。

1950年ごろの医学の常識や社会の無理解の中で、彼は死を選ばなかった母に感謝し、その後も続いた苦難の人生をも、彼は肯定的に捉えながら、みごとに記述しています。重度の障害があっても、人として尊重されるべき「人」であることに、なんら変わりはないのです。

しかし、戦争を肯定する社会に戻ってしまうならば、障害をもつ人達は、医療や教育、就労から排除され、果ては安保関連法の行き着く徴兵からも排除され、生きる価値の無い人とみなされる時代に逆戻りするでしょう。

日本は戦争の反省から平和憲法を国民の手でつくりました。それは、二度と侵略者にはならない、国際紛争の解決は平和的な手段のみによる、そのためあらゆる武力は所持しないと世界に宣言したのです。私の家族の悲惨な戦争体験を踏まえ、その後、沖縄、広島、長崎などであった悲惨な出来事を知り、学ぶ中で、日本国民が戦争への反省の結果獲得した平和主義は、憲法の中でも最優先に位置づけられる価値だと考えており、それは私自身の信念でもあります。

過去、あれだけ悲しい出来事を引き起こしていながら、また同じことを繰り返そうとしていること、私の家族が受けた苦痛を同じように被る人が出るのではないかと思うと、そのようなことを許すことはとても出来ません。そのような悲劇を繰り返させないためにも、私は、この訴訟に原告として参加した次第です。